

4. 多様な主体の参画による家庭教育の充実

(新 規)
26年度予定額 26百万円

1. 事業の要旨

都市化、核家族化、少子化等による地域のつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化するとともに、児童虐待等の急速な増加など家庭をめぐる問題が複雑化しており、社会全体での支援の必要性が高まっている。

第2期教育振興基本計画では、今後5年間に実施すべき方策として「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」が盛り込まれ、「子供の発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及の促進」、「学習機会の拡大に向けた取組手法の普及」、「家庭教育支援に係る地域人材の養成」、「課題を抱える家庭への訪問や相談対応」等が明記され、その成果指標として、「全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施する」ことが設定された。

しかしながら、家庭教育支援の現状においては、家庭教育に関する学習内容や効果的支援のノウハウの欠如、家庭教育支援を担う人材不足、働く保護者の学習機会等の不足等が大きな課題となっている。

このため、これらの課題への対応として、子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進、アウトリーチを活用した家庭教育支援の取組についての調査・分析、研究協議の開催、企業との連携による家庭教育支援など、多様な主体の参画による家庭教育の充実を図る。

2. 事業の内容

(1) 子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進

文部科学省に検証委員会を設置し、全国で実施されているワークショップ型や体験型の様々な学習プログラムの学習内容の分析や効果の検証を行い、子供の発達段階や地域・家庭環境など様々な状況に応じた学習内容や効果的な支援手法の検討・分析を行い、指針を作成する。

併せて、課題を抱える家庭に対してアウトリーチを活用した相談対応等、全国で実施されている様々な取組を調査・分析するとともに、家庭訪問型のアウトリーチ支援手法の実証研究を行い、家庭が抱える個別課題への効果的な支援手法の評価・検証を行い、新たな支援手法の開発・普及を図る。

(2) 父親やシニア世代などの多様な主体の参画を促進する研究協議

父親の家庭教育への参加、新たな家庭教育支援人材としてのシニア世代の参画、大学等の専門的知識の活用による家庭教育支援への連携協力の充実及び学生等の次世代の参画などを主眼とした全国的な協議を行う。さらに、家庭でのコミュニケーションやルールづくりの取組を推進するための啓発を行う。

(3) 企業等における家庭教育支援の充実（(1)と併せて実施）

企業経営者や管理職層の家庭教育への理解の促進、家庭教育に関する講座に参加できない働く従業員に対する企業内家庭教育セミナーや職場参観、従業員の子供や家族を対象とした親子ふれあい行事など、企業における家庭教育支援についての事例分析等を行い今後の効果的な取組手法について検討し、啓発資料を作成する。

多様な主体の参画による家庭教育の充実

26年度予定額 26百万円（新規）

家庭教育を支える環境の大きな変化や、児童虐待相談件数の急速な増加など、家庭をめぐる問題が複雑化する中で、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっており、多様な主体の参画による家庭教育の充実を推進する。

家庭教育をめぐる現状

◎核家族やひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）、共働き世帯の増加

- ・ひとり親家庭の数（H22）・・・約84,500世帯（20年前より約2割増加）
- ・共働き世帯数（H24）・・・約1,068万世帯（20年前より約2割増加）

◎いじめや不登校、児童虐待の増加

- ・いじめの認知件数（H24）・・・約19,800件（児童生徒1千人当たり14.3件）
- ・不登校児童生徒数（H24）・・・約11.3万人（不登校児童生徒の割合は1.09%）
- ・児童虐待相談対応件数（H24）・・・約6.7万件（過去最高の対応件数）

様々な要因を背景に
家庭教育が困難になっている

家庭教育を充実させる必要

目標 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

全ての小学校区（約20,000校区）で家庭教育支援を実施

⇒家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの支援

身近な地域における支援体制の
強化による家庭教育の再生

目標達成に向けた課題

家庭教育に関する情報やノウハウが乏しい

⇒ 学習内容や効果的な支援のノウハウの標準化や体系化が必要



家庭教育支援を担う人材が不足している

⇒ 支援に取り組む新たな主体の発掘と活用方策の研究が必要



働く保護者の学習機会が乏しい

⇒ 働く保護者へのアプローチや企業における環境づくりが必要

多様な主体の参画による家庭教育の充実

子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進

- ◆ ワークショップ型など様々な学習プログラムの効果の検証 17百万円
- ◆ 子供の発達段階や地域・家庭環境など様々な状況に応じた学習内容や効果的な支援手法の検討・分析
- ◆ アウトリーチを活用した家庭教育支援の取組について調査・分析
- ◆ 家庭訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究

父親やシニア世代などの多様な主体の参画を促進する研究協議

- ◆ 父親の家庭教育への参加 9百万円
- ◆ イクじい・イクばあなどシニア世代の参画
- ◆ 大学等の専門的知識（児童心理、発達心理、教員養成等）の活用による連携協力の充実、学生等次世代の参画

企業等における家庭教育支援の充実

- ◆ 子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進と併せて実施）
企業内家庭教育セミナーや職場参観、従業員の子供や家族を対象とした親子ふれあい行事など、企業の取組の検討・分析

5. 学びを通じた被災地の 地域コミュニティ再生支援事業

(前年度予算額 1, 196百万円)
26年度予定額 1, 200百万円

1. 事業の要旨

今後、被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。

このため、学校や公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学習活動のコーディネーターや指導、安全管理・ICT活用支援等に従事する人材を配置し、地域住民の学習・交流を促進するとともに、子供たちの良質な成育環境を整備する。これらを通じ、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る。

2. 事業の内容

(1) 事業企画・評価委員会の設置

被災地の状況や要望をより詳細に把握し、それを踏まえた効果的な事業の在り方や効果測定の内り方等について検討するため、文部科学省に企画・評価委員会を設置し、現地調査を含む現状分析、効果測定の指標設定、今後の支援の内り方など、事業のグランドデザインについて検討・評価を行う。

(2) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援

①地域教育コーディネーターによる地域の学びの場の提供

被災地の市町村教育委員会に、「地域教育コーディネーター」を配置する。

地域教育コーディネーターは、学校、公民館、図書館、集会所などを拠点に、地域に必要な様々な学習の場をコーディネートし、住民に提供することを通じ、人々が日常的に集い、参加する場をつくとともに、地域の具体的な課題解決やコミュニティの再生に資する。

(具体的な活動のイメージ)

例えば、外部講師や地域のボランティア等の参画を得て、仮設住宅での生活等により家庭学習等が困難な児童生徒に対して、学校施設、集会所等を活用して、放課後や週末等の学習・交流の場を提供する活動や、地域住民に対して、公民館等を活用して地域ぐるみの防災教育や心のケアなどの課題解決のための学習の場を提供する活動などを支援する。

②地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供

被災地の総合型地域スポーツクラブ等に、「地域スポーツコーディネーター」を配置する。

地域スポーツコーディネーターは、地域の住民に対するスポーツ活動を企画・立案し、外部講師や地域ボランティア等の参画を得て、スポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを学校、公共体育館などで定期的実施する。これらの活動により、運動不足になっている子供から高齢者までが日常的にスポーツに取り組むことのできる環境を整備するとともに、スポーツによる交流を通じてコミュニティの人間関係構築に資する。

③ICTコーディネーターの配置

被災地の学校に、ICTの効果的な活用策のプロデュースを担当する「ICTコーディネーター」を配置する。

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

地域コミュニティ

【東日本大震災復興特別会計】

(前年度予算額 1,196百万円)
平成26年度予算額 1,200百万円



＜学習活動の例＞

- ◆ 放課後や週末等の児童・生徒の学習支援
- ◆ 地域課題に係る学習会の実施
 - ・地域ぐるみの防災教育
 - ・震災後の心身の健康
 - ・放射線と健康管理
 - ・土地の権利関係や債務に関することなどの法律問題
 - ・家庭教育や子育てに関すること
 - ・世代間交流の促進による高齢者等の孤立化の防止
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の支援
- ◆ ICTを効果的に活用した学習支援
 - などの取組を実施

↑ 学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

6. 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額 1, 103百万円)
26年度予定額 1, 679百万円

1. 事業の要旨

産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期するためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性が最大限発揮され、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成（以下「中核的専門人材養成等」という。）が必要不可欠である。

また、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」、「第2期教育振興基本計画」においては、専門学校等が産業界と協働して、中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するなど、社会人や女性などの学び直しの支援を行うこととされている。

これらを踏まえ、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。

2. 事業の内容

(1) 企画推進委員会等の設置

教育関係者、産業界関係者、学識経験者等による企画推進委員会を文部科学省に設置し、平成25年度の成果を踏まえた平成26年度取組内容に関する基本方針の作成や、委託先を選定するに当たって公募先から提出のあった計画書の審査、各委託先における取組状況の把握及び評価を行う。

また、同委員会に「地域版学び直し教育プログラム部会」を設置し、「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開に向けて、①IT分野、②クリエイティブ分野（ファッション、理美容等）及び③その他の分野において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証に向けた基本方針（案）の作成などを行う。

(2) 全国的な標準カリキュラム等の開発・実証

①産学官コンソーシアムによる取組の推進

専修学校等と産業界等が成長分野等において中核的専門人材養成等の取組を先導する産学官コンソーシアムを組織し、以下の取組を行う。

- ア. 広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析
- イ. 中核的専門人材養成等のための目標設定・共有
- ウ. 職域プロジェクト毎の進捗管理・評価 等

②職域プロジェクトによる開発・実証

各産学官コンソーシアムの方針を踏まえ、その下の職域プロジェクトにおいて、以下の取組を行う。

- ア. 全国的な標準モデルカリキュラムの開発・実証
- イ. 全国的な標準モデルカリキュラムに係る達成度評価手法の開発・実証 等

(3) 「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開（地域版学び直し教育プログラムの開発・実証等）〈新規〉

社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰直後の女性や子育てのために長期間離職している女性を対象に、就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるため、平成25年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額:1,103百万円)
平成26年度予定額:1,679百万円

(背景)

【日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)】

一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~

2. 雇用制度改革・人材力の強化

④女性の活躍促進 ○女性のライフステージに対応した活躍支援

・ …社会人の学び直し支援等を行うほか、…女性の起業等を促進する。

⑤若者・高齢者等の活躍促進 ○若者の活躍促進

・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針 ~脱デフレ・経済再生~ (平成25年6月14日閣議決定)】

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

(2) 女性の力の最大限の発揮

…継続就業・再就職支援等女性のライフステージに対応した活躍支援…を進める。

(4) 若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備

…企業ニーズに即した社会人の学び直し…により、若者の活躍を推進する。

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。(平成23年度~)

平成25年度

各分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証

コンソーシアム(分野別)

- ・ 広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析
- ・ 中核的専門人材養成のための目標設定・共有
- ・ 職域プロジェクト毎の進捗管理・評価 等

職域プロジェクト

「環境・エネルギー」「食・農林水産」「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」「観光」「IT」などの分野にわたる67プロジェクトにおいて、①モデルカリキュラムの開発・実証、②モデルカリキュラムに係る達成度評価手法の開発・実証 など

[うち、平成25年度中にモデルカリキュラムが完成するのは、次の36プロジェクト]

- 環境・エネルギー分野の「建築・土木・設備」
- 食・農林水産分野の「6次産業化プロデューサー」
- 医療・福祉・健康分野の「介護」「看護」
- クリエイティブ(ファッション)分野の「グローバルビジネス」
- クリエイティブ(アニメ・漫画)分野の「アニメ人材」「デザイン」
- 観光分野の「プランナー」
- IT分野の「クラウド」「スマホ」

など

平成26年度

引き続き、全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証するとともに、平成25年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、「オーダーメイド型教育プログラム」の全国展開のための地域版の教育プログラムを開発・実証

コンソーシアム(分野別)

- ・ 広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析
- ・ 中核的専門人材養成等のための目標設定・共有
- ・ 職域プロジェクト毎の進捗管理・評価 等

職域プロジェクト

引き続き、継続中の31プロジェクトにおいて、①モデルカリキュラムの開発・実証、②モデルカリキュラムに係る達成度評価手法の開発・実証 など

「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開(地域版学び直し教育プログラムの開発・実証等)

【新規】

(対象) 社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰直後の女性や子育てのために長期間離職している女性

(内容) 就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための「社会人や女性の学び直し教育プログラム」を開発・実証する。

その際、託児サービスなど、女性が学びやすい学習環境に配慮する。

(手法) 平成25年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証を行い、その課題とノウハウを蓄積し、とりまとめ、全国に提供する。

【36プログラム×3か所 等】

社会人や女性の学び直しを全国的に推進

7. 職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進

(前年度予算額 21百万円)
26年度予定額 183百万円

1. 事業の要旨

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月）においては、職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくための方策として、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが求められた。併せて、「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討すること」とされた。これを受け、「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」において、「職業実践専門課程」創設を求める報告が平成25年7月にまとめられた。

また、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においても、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて先導的試行などの取組を段階的に進めることとされた。これにより、先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、奨励する制度が平成26年度からスタートする予定である。

これを踏まえ、新たな枠組みの先導的試行である「職業実践専門課程」制度の説明会の開催や本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。

2. 事業の内容

(1) 調査研究協力者会議等の開催

- ① 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
- ② 専修学校教育研究協議会

(2) 学校評価の充実

- ① 学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証
- ② 専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

(3) 「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進（新規）

- ① 「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等
 - ア. 「職業実践専門課程」制度の周知のための説明会
本制度の周知を図るため、制度の解説や専修学校関係者及び関係団体等との意見交換等を行う説明会を全国9ブロックで開催する。

イ. 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証

「職業実践専門課程」の普及を図るため、認定基準である企業・業界団体等との連携による教育課程の編成や演習・実習の授業運営等の好事例を示し、認定を目指す機運の醸成と教員の資質向上を図る研修モデルの開発・実証を行う。

委託先：専修学校関係団体等 4分野

②「職業実践専門課程」に係る取組の推進

「職業実践専門課程」の認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。

委託先：専門学校 27校

職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進

(前年度予算額 : 21百万円)
平成26年度予定額 : 183百万円

(背景)

【今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年1月:中央教育審議会答申)】

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

【第2期教育振興基本計画(平成25年6月:閣議決定)】

1. 社会を生き抜く力の養成 (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組
成果目標4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)
基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化
13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

【「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～(報告)(平成25年7月:専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告)】

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

平成25年8月30日 : 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号を公布・施行)」

今後の予定

平成25年度中

○ 3月頃

申請及び審査を経て、認定した専修学校専門課程を告示予定

平成26年度～

○ 「職業実践専門課程」のスタート

(事業の内容)

調査研究協力者会議等の開催

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月策定)を活用した学校評価の検証と教職員の資質向上に関する検討等を行う協力者会議を開催する。

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆ 学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証

専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月)に基づく自己評価及び学校関係者評価の産学官の協力による実践研究を行う。

◆ 専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

専修学校の教職員に対する学校評価の研修に関する実践研究を行う。

「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

◆ 「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等(新規)

- ・ 「職業実践専門課程」制度の説明・周知のための協議会を「9ブロック」で開催する。
- ・ 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルを開発・実証する。

◆ 「職業実践専門課程」に係る取組の推進(新規)

認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上